

# 感 染 対 策 指 針

社会福祉法人女満別福祉会は、入所者等の健康と安全を守るための支援が求められる施設・事業所等の事業者として、感染を未然に防止し、発生した場合は感染症が拡大しないよう、速やかに対応する体制を構築するとともに、入所者等の健康と安全を継続的に守るため、本指針を定める。

## I 基本的な考え方（目的）

この指針は、感染予防・再発防止対策および集団感染事例発生時の適切な対応など、施設・事業所等における感染予防対策体制を確立し、適切かつ安全で、質の高い支援の提供を図ることを目的とする。

## II 感染予防・再発防止対策および集団感染事例発生時の適切な対応等の整備

### 1. 平常時の対策

- (1) 「感染対策（対応）部会」を設置・運営し、適正な感染予防・再発防止策等を整備する態勢の構築に取り組む。
- (2) 職員の清潔の保持及び健康状態の管理に努め、特に、職員が感染源となることを予防し、入所者等および職員を感染の危険から守るため必要な対策を講じる。

#### ア 利用者の健康管理

- ①利用開始以前の既往歴について把握する。
- ②利用者の日常を観察し、体調の把握に努める。
- ③利用者の体調、様子などを共有する方法を構築する。

#### イ 職員の健康管理

- ①入職時の感染症の既往やワクチン接種状況を把握する。
- ②定期健診の必要性を説明し、受信状況を把握する。
- ③職員の体調把握に努める。
- ④体調不良時の申請方法を周知し、申請しやすい環境を整える。
- ⑤職員へ感染対策の方法を教育、指導する。
- ⑥ワクチン接種の必要性を説明し、接種を推奨する。

#### ウ 標準的な感染予防策

##### <職員の感染予防策>

- ①手指衛生の実施状況（方法、タイミングなど）を評価し、適切な方法を教育、指導する。
- ②食事支援時の対応を確認し、適切な方法を指導する。

- ③排泄支援時の対応を確認し、適切な方法を指導する。
- ④上記以外の支援時の対応を確認し、適切な方法を指導する。

<利用者の感染予防>

- ①食事前、排泄後の手洗い状況を把握する。
- ②手指を清潔に保つために必要な支援について検討し、実施する。
- ③共有物品の使用状況を把握し、清潔に管理する。

<その他>

- ①十分な必要物品を確保し、管理する。

エ 衛生管理

<環境整備>

- ①整理整頓、清掃を計画的に実施し、実施状況を把握する。
- ②換気の状態（方法や時間）を把握し、評価する。
- ③トイレの清掃、消毒を計画的に実施し、実施状況を評価する。
- ④効果的な環境整備について、教育、指導する。

<食品衛生>

- ①食品の入手、保管状況を確認し、評価する。
- ②調理工程の衛生状況を確認し、評価する。
- ③調理職員の衛生状況を確認する。
- ④課題を検討し、対策を講じる。
- ⑤衛生的に調理できるよう指導する。

<血液・体液・排泄物等の処理>

- ①標準予防策について指導する。
  - ②処理方法、処理状況を確認する。
- (3) 職員教育を組織的に浸透させていくため、全職員や委託業者を対象に年2回以上の「研修」（含む入職時）を定期的実施する。
  - (4) 平時から実際に感染症が発生した場合を想定し、感染症発生時において、迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針に基づき、全役職員を対象に年2回以上の「訓練」を定期的実施する。
  - (5) 感染対策（対応）部会を中心に感染に関する最新の情報を把握し、研修や訓練を通じて課題を見つけ出し、定期的指針を見直し「指針の更新」を行なう。

Ⅲ 発生時の対応

- (1) 日常の業務に関して感染事例または感染おそれのある事例（以下「感染事例等」という。）が発生した場合には、感染対策マニュアルや業務継続計画（BCP）に従い、直ちに「発生状況の把握」に努める。

- (2) 感染事例等が発生後は、「感染拡大の防止」として、以下の防止策を実施する。
- ア 生活空間・動線の区分け（ゾーニング）
  - イ 消毒
  - ウ ケアの実施内容・実施方法の確認
  - エ 濃厚接触者への対応
- (3) 感染事例等が発生後は、必要に応じて、業務継続計画（BCP）等に則り、以下の「医療機関や保健所、行政関係機関との連携」のためにすみやかに報告を行う。
- ア 医療機関：女満別病院                      0152-74-2181
  - イ 嘱託医：加藤秀和医師                      0152-74-2181
  - ウ 保健所：網走保健所                      0152-41-0683
  - エ 指定権者：大空町役場福祉課              0152-74-2111
- (4) 感染事例等の発生後は、必要に応じて、業務継続計画（BCP）等に則り、以下の「関係者への連絡」をすみやかに行う。
- ア 法人役員
  - イ 入所者等家族

#### 附 則

この方針は、令和5年12月1日から適用する。